

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成26年度第4回）	
日時	平成27年1月23日（金）14時00分～16時00分	
場所	杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、阿部委員、岡安委員、喜多委員、林委員、山崎委員、吉藤委員、山田委員、松浦委員、緒方委員、甲田委員、須藤委員、高橋（美）委員、澁谷委員、小林委員、高橋（眞）委員、稲葉委員、森安委員、本郷委員、長谷川委員
	区側	高齢者担当部長、保健福祉部管理課長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、障害者施策課長、地域保健課長
	事務局	高齢者施策課 和久井、芳賀、渡辺
傍聴者数	0名	
配付資料等	<p>1-1 第6期介護保険事業計画（案）に対する運営協議会委員からの意見結果</p> <p>1-2 第6期介護保険事業計画（案）に対する区民等の意見提出手続きの実施結果</p> <p>1 関係 第6期介護保険事業計画（案）への運営協議会委員意見の概要と区の考え方</p> <p>1 関係 第6期介護保険事業計画（案）への区民意見の概要と区の考え方</p> <p>1 関係 第6期介護保険事業計画（案）の修正一覧</p> <p>1 関係 保健福祉計画案への運営協議会委員意見集約</p> <p>1 関係 保健福祉計画案の修正一覧</p> <p>2 第6期介護保険料の設定について（案）</p> <p>3 杉並区介護保険条例の改正について</p> <p>4 指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る症例の一部改正に伴う地域密着型サービス条例等の改正について</p> <p>4 関係 地域密着型サービスの人員、施設及び運営等に関する基準等の一部改正について</p> <p>4 関係 指定サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に係るパブリックコメントの開始について</p> <p>5 がん関係機関連携用サポートブックの配布について</p> <p>参考 オレンジバリューフェスタ兼在宅医療推進フォーラム開催概要</p> <p>席上 第6期杉並区介護保険事業計画（案）</p> <p>席上 がん関係機関連携用サポートブック</p>	
会議次第	<p>1 高齢者担当部長あいさつ</p> <p>2 平成26年度第3回運営協議会会議録の内容確認について</p> <p>3 議題</p> <p>（1）第6期介護保険事業計画（素案）について</p> <p>①区民意見に対する区の考え方及び計画案の修正内容について</p> <p>②第6期介護保険料の段階及び料率の設定について</p>	

	<p>(2) 杉並区介護保険条例の改正について</p> <p>(3) 指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る省令の一部改正に伴う地域密着型サービス条例等の改正について</p> <p>①杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例改正について</p> <p>②杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則改正について</p> <p>③杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例改正について</p> <p>④杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例施行規則改正について</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) がん関係機関連携用サポートブックの配布について</p> <p>5 その他</p>
<p>会議の結果</p>	<p>1 第6期介護保険事業計画(案)について(了承)</p> <p>2 杉並区介護保険条例の改正について(了承)</p> <p>3 指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る省令の一部改正に伴う地域密着型サービス条例等の改正について(了承)</p> <p>4 がん関係機関連携用サポートブックの配布について(報告)</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>皆様、こんにちは。定刻になりましたので、平成26年度第4回介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、内田委員からご欠席の連絡をいただいております。また、甲田委員から少し遅れていらっしゃるというご連絡もいただいております。</p> <p>それでは最初に、高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>高齢者担当部長</p>	<p>皆さん、こんにちは。また、明けましておめでとうございます。まだ新年の気分が少し残っているのですけれども、今年第1回目の介護保険運協ということで、本年もよろしく願いいたします。</p> <p>今日は盛りだくさんですので挨拶は短めにとと思いますが、前回の運協の後、年末年始休が入ったり、あつという間に1月も半月以上過ぎてしまいましたけれども、この間いろいろ国の動き等々ございました。いろいろな大きなものがありましたけれども、年明けには、国の平成27年度の予算案が出てきて、その関連で私どもが最も関心のある介護報酬がどうなるかといったところで、そういった改定の話も明らかになってきたところでございます。</p> <p>そんな中で、高齢者担当部もそうですけれども、区役所全体がいろいろな各地域の団体の方々の新年会でお話を伺うことがあります。例えば医師会であるとか、歯科医師会であるとか、薬剤師会であるとか、あるいは杉並区のいきいきクラブ連合会であるとか、私もいろいろ新年会にお招きいただきまして、各団体の会長さんなどのご挨拶を拝聴してきました。今年は、とにかくこの団体でも共通して出てくるテーマというかキーワードは、やはり地域包括ケア、そのシステムを構築していくということのお話が非常に多かったと思っております。</p> <p>それだけに、医師会の方々も、歯科医師会の方々も、薬剤師の方々も、あるいは実際に地域でご活躍いただいている高齢者のいきいきクラブの方々とか、それぞれの主体の方がそういったことを意識して、これからの地域を</p>

	<p>つくっていく、その思いが表れてきているのではないかと考えております。</p> <p>区のほうも、これから予算審議のある議会が始まったりと、新年度に向けての動きが活発化してくるのですけれども、その中で、やはり地域包括ケアシステムの構築に向けた区としての認識をしっかりと持って取り組まなければいけないと考えております。</p> <p>先ほど言いました、国とか、あるいは東京都の予算案なども出まして、そういう動向も見ながら、区のほうでも2月から議会が始まりますので、そのために今予算案の大詰めをしているところでございます。</p> <p>そんな状況の中で、今日は第4回目の介護保険運協ということで、2時間ほどの会議、いろいろご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>本日は、区民意見等々、あるいは委員の皆様のご意見等々を反映した第6期介護保険事業計画案の修正案をお示しておりますので、それが一番大きな議題かと考えてございます。</p> <p>今回の介護保険制度の改正については、制度発足以来最大の改正だということをおっしゃっていますし、また、新しい地域の仕組みをつくっていかねばいけないということで様々な変更点もありますし、それだけに区民の方々の関心もこの間高かったのではないかと考えています。</p> <p>私どもも、事務局サイドでそういった意見をいろいろ汲みながら、今日の修正案を出してございますので、ご審議いただきたいと思っております。</p> <p>それから、先ほどの介護報酬の改定につきましては、今日は保険料についても区としてお示ししてございますので、そういった点も含めて、2時間の中でさまざまなご意見をいただきたいと考えてございます。</p> <p>今日はそのほかにも条例の改正とか、議題が盛りだくさんでございますけれども、会長に円滑な会議の進行をお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	これ以降は、会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。
会長	<p>改めまして、こんにちは。今日は議題がたくさんありますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは最初に、事務局から資料の確認をお願いします。差し替えがたくさんあるようですので、よく聞いて差し替えてください。</p>
高齢者施策課長	<p>初めに、1月16日と20日にこちらから発送させていただきました事前資料につきまして、追加と差し替えをお願いしたいと思います。</p> <p>事前に送りました資料2以降は、変更はございませんので、資料1関係の資料で、差し替えをお願いしたいと思います。</p> <p>資料1関係で、その中でも「保健福祉計画案への運営協議会委員意見集約」というものは変更はございませんが、それ以外は全て差し替えをさせていただきます。お手元に配付させていただきましたが、資料1-1、1-2、それから資料1関係No.1、No.2、No.3、別紙、全て差し替えの資料を置かせていただきました。</p> <p>この差し替えの理由でございますが、記載自体に誤りがあったということが後からわかったということと、特に資料1関係No.3でございますけれども、本日までに改めて文言の見直しを行ったものと、直近の介護保険の実績データを反映したことに伴いまして、修正内容も追記しております。資料1関係No.3というのは修正一覧の用紙でございます。</p>
会長	<p>お手元の、資料2と右肩に書いてあるものから後ろは全部残ります。</p> <p>それから、それより前は、次第を含めて差し替えになるのですが、そのうちで、資料1関係と書いてある「保健福祉計画案への運営協議会委員意見集</p>

	約」という、これだけが残ると。意見の集約が二通りあって、介護保険と保健福祉計画と両方あるのですね。介護保険事業計画ではなくて、保健福祉計画案への委員意見というのだけが残るとのことですよね。
高齢者施策課長	もう一度確認いたしますが、本日の式次第が差し替えになるということ。それから、資料1-1、資料1-2、資料1関係No. 1、資料1関係No. 2、資料1関係No. 3と、別紙の1①、②、③、④、⑤と、ちょっと枚数が増えておりますが、その資料がまず差し替えになります。 よろしいでしょうか。
会長	押せ押せで進めていますので、たくさん出てしまったということで、ご勘弁いただきたいと思っております。
高齢者施策課長	また、本日、修正した介護保険事業計画案として、本体を追加させていただいております。 さらに、報告資料として、「がん関係機関連携用サポートブック」と、「在宅医療フォーラム、オレンジバレーンフェスタ」のチラシを報告資料として追加で席上に置かせていただいております。 差し替えと追加資料については以上でございます。
会長	それでは、お手元の差し替えたほうの次第に従って進めていきたいと思っております。 最初に、前回記録の承認をしたいと思うのですが、全体の記録につきましてはお目通しいただいていたかと思っております。何かお気づきのことおありの方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。 それでは、これは承認されたということにしたいと思っております。 続いて、議題に入っていきます。(1)から(3)までありますが、(1)がものすごく大きな議題ですので十分な時間をとりたいと思っております。「第6期介護保険事業計画(案)について」です。 最初は、高齢者施策課長ですね。お願いします。
高齢者施策課長 介護保険課長	<資料1に沿って議題(1)「第6期介護保険事業計画(案)について」説明> 私のほうからは以上でございます。
会長	お疲れさまでした。大部な報告ですので、なかなか飲み込むのも大変かと思いますが、今ご説明いただいた「介護保険事業計画(案)」、ご意見あるいはご質問おありでしたらば、どなたからでもどうぞ。
委員	遅れてしまったので、もしかしたら修正があったのかもしれないのですが、資料2の1の(1)の「第5期の保険料」の数字が間違っているかと思っております。正しくは「233円」ではないでしょうか。 資料2と、あと計画の65ページの数字が違っているので、計算すると「223」と「233」で10円違います。
介護保険課長	ご指摘ありがとうございます。「233円」が正しい数字になります。事前にお配りした資料2のほうは「223」になっておりましたが、これが「233」ということをご訂正いただければと思います。どうも失礼しました。
会長	これは、差し替えがなかった資料ですよね。そこが、「223」ではなくて、「233」ということですね。
介護保険課長	今日お配りしました冊子の65ページの記載は、「△233」が正しいということでございます。
会長	ありがとうございます。「233円」に修正ということですね。 ほか、いかがでございましょう。 いいですか。

委員	<p>事細かには議会で言いますので。やはり、前回の運協でも話したのですが、このものすごい質量のものを質疑時間があまり保証されていないのではないかとこののを率直に感じるのです。</p> <p>国の作業が大変遅れていて、自治体としてもさまざまな影響を受けるのはしょうがないと思うのですが、もう少し機動的にいろいろな時間を保証していただけたらなというふうに感じています。</p> <p>私も、今回さまざまな意見を12月31日に間違えて送ってしましまして、本当は送らなければいけない期限は26日だったのですが、ただ31日に必死に送ったところ、区の考え方と私の意見のすれ違いというか、「こういうことを聞いているのではないんだけど」というのがすごく多かったのですよね。</p> <p>だからこれも例えば、こういう質疑をちゃんとすれば、こういう意味があるとか、こういう一致点というのはあったと思うのですが、それがなかなか刷り合わせができなくて、そういう課題がすごくあったのではないかと、今後しっかりとそういう質疑時間を保証していただければなというふうに思っているところです。意見です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでございましょう。</p>
委員	<p>ちょっと介護保険料の話でもいいでしょうか。私がすごく気になっているのは、ぜひこの場でもいろいろな方に聞いてみたいと思っているのは、この介護報酬の改定なのですが、引き下げという、私自身もかなりショックを受けたわけです。これは、介護保険制度が始まってから、多分ここまでの引き下げというのはこれまで1回しかやらなかったのではないかと、そういう、かなり重い状況になっていまして、今、都の社会福祉協議会の調査では、特別養護老人ホームの職員が不足して、もう運営が成り立たないという実態もあるということを聞いています。報道もされましたが、そういった影響がどのように出てくるのか、ぜひ杉並区の考え、または現場の皆さんの考えを聞いてみたいと思っております。</p>
会長	<p>ということですが、伺えますか。</p>
委員	<p>ありがとうございます。下がるのはもう本当に痛手でございます。その分、やはり利用者さんの、生活費にはね返ってくるのではないかと。なるべく生活費は上げないようにしていきたいと思っております。</p> <p>あとは、人件費、職員は確保されているといえども、やっぱり全体が落ちてしまえば、その分人件費を削っていかなければいけないような状態。あとは、そうなりますと、今でさえも人材不足ということであれだけ言われているとおり、すぎなみ正吉苑におきまして、もう本当に人材なのです。</p> <p>今も、3対1というのが基本ですが、うちの場合、2.4ぐらいでやっているのですが、それが今ちょっと確保できないような状態になってきておりますので、下がることに関しては本当に痛手で、今後どのようにして3対1ぐらいまで持ってこなければ経営が難しいと今思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>区のほうは、どうお考えですか。</p>
介護保険課長	<p>介護報酬改定については、今のお話にもありましたように、非常に職員の確保が大変だという実態は、いつも事業所の皆さんから直接伺っておりますので、それは実感もしておりますし、認識もしているところでございます。</p> <p>また、国総体としての財源の確保ということで、全業種につきまして、23年度、26年度にも行われた営業の収支状況の調査を踏まえて、財務省と厚労省が協議を行って介護報酬が確定したということで、区としてはそれに</p>

	<p>ついて意見を述べるということは難しいことではございますので、せめて人材確保というところで、先ほど人材確保、就労支援については拡充をしていこうという話をさせていただきましたが、事業者の支援に何とか力になればと考えているところでございます。</p>
会長	何かコメントありますか。
副会長	<p>他区の基金の取り崩しがもっと少なかったのが、こんなに取り崩してしまって良いのかという、その辺の心配があります。また次のときがあつて。取り崩し自体の割合が、他区は少なかったと思います。だからこっちのほうが多いなという印象を持ったので、そのことだけ。「こんなに取り崩してしまって大丈夫？」という、主婦の家計簿目線ですけども。</p>
介護保険課長	<p>数日前に 23 区の課長会でいろいろな情報交換をして、現段階では、杉並はまだこの 5,700 円ということは確定ではございませんけれども、ほかの区もまだ確定ではないという状況の中で、おおむね 5,770 円から 5,780 円ぐらいが、今の 23 区の平均的な状況ではないかというお話がございました。</p> <p>基金につきましては、杉並は 13 億という割と多い金額が積み立てられたと考えております。これは、積み立てた金額は各区によってさまざまございまして、ある区では 20 億近く投入するところもございまして、そこは区によって数字の違いはあるかと思っています。</p> <p>なお、1 億 9,000 万ぐらい残りますが、あくまでも保険料をどうやって低く設定するかということが基金の目的ですので、世の中の変化でどうなるかという心配はありますが、3 年間は大丈夫ではないかという見通しを持っております。総合事業の移行については、まだ若干見えないところもありますので、今後のことも考えた数字でございまして。</p>
会長	<p>思い切って取り崩しをしたけれども多分大丈夫という、そういうような感じだろうと思います。</p> <p>さて、人材確保の話へちょっと戻りましょう。どうしましょう。何かおっしゃいますか。</p>
委員	<p>正直、訪問介護と通所介護については、特に厳しい現実がありますよね。処遇改善とかで加算をつけられたところで、その分はつけられるけれども全体が減っているわけだから、結局人員にかけられる費用というのは、増えるわけではないという、増やすことが難しいという現実はどうしてもあつて、杉並区のヘルパー事業所の状況とかをいろいろお伺いするのですが、どこも人が足りないのです、既に。今までだって足りない。そこに、このマイナス改定が来ることによって、利用者さんが希望されているけれども、人がいないので行けませんという状況というのが、さらに増える可能性が高いのではないかと、今すごく思っているところと、あと、よく聞くのは、やはり通所事業所さんが「この 4 月からどうしよう」とおっしゃっている。「どうやってやっていこう」とおっしゃっているのはよく聞くところです。という現実があります。</p>
会長	ほかにいかがですか。
委員	<p>うちの会社も訪問介護事業所とかあるのですけれども、やはり昨年 1 年間でも新しい事業を始めたり、地域密着サービスもあつて人材が必要ということで、募集はしているのですけれども、本当に来ないですね。時給の見直しもしてみたのですがなかなか来ないといった中で、やはり介護報酬が下がるというところでは、かなり厳しい状況です。</p> <p>応募してくる方が、やっぱりお給料が安いということで、辞退される方も中にはいらっしゃるのです。ほかに高いところがあるのかどうなのか、ちよっ</p>

	<p>とそこまではわかりませんが。</p> <p>介護に携わる方のお給料がそもそも安いところへ、また事業の報酬が少なくなるのは、かなり痛手ですね。</p>
会長	<p>先ほど、介護保険課長が言われたように、国のほうで検討して決めてしまったことなので、区としてはもう手の施しようがない部分ではあるのですけれども、そうした中では、例えば先ほどお話にあったような、人材確保支援、定着支援というような事業をなるべく拡充していくということが、今のところ考えられる、区として考えられる精一杯というところなのではないかと思えます。そう考えてしまっていていいでしょうか。</p>
高齢者担当部長	<p>本当に人材確保は悩ましい問題で、会長のおっしゃるとおりです。これは、国全体の景気の動向とか、民間企業の採用の状況とか、いろいろなことがもちろんあるのですけれども、現場の声を聞くと、やっぱりただでさえ応募しても来ないところに、給与面でまた下がるのではないかと、上がっていかないのではないかとといったことで、影響というのは実際出てくる可能性はあると思えます。</p> <p>区もそれに対してどうしていこうかということを考えています。実は、同じように子育てのほうでは保育の人材なども足りないということで、東京都も含めていろいろな事業スキームがあります。例えば、地方から職員を採用した場合には住まいが必要ですので、国や都は宿舍の借り上げの事業スキームを持っていて、世田谷区なども、そういうことを最近やっっていこうとしていて、横浜でもそういった取り組みをと聞いております。そういうことも視野に入れながら、介護施設の世界でも、宿舍なり、住まいというところがしっかりしないとやはり安定して働けないということもあるので、先ほど介護保険課長から説明がありましたけれども、これはまだ予算案の段階なので公にはできないのですが、そういったことを計画上に明記して、しっかり 27 年度の予算に反映していきたいと思っています。</p> <p>それから、既存のところもそうですけれども、新規に開設するところ、例えば特養が近年 3 カ所開設しましたけれども、新規開設だとスタッフがそろわないということもあるので、今でも開設準備経費の補助があるのですけれども、そこに例えば職員を募集する広告を打つ経費とか、あるいは研修をする経費だとか、そういう当初の立ち上げのときに、人材確保にかかわる経費を区独自でもう少し支援をしていこうというようなことを、まずは 27 年度に向けて、計画に明記してしっかりやっていきたいと考えてございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。区としては、やれることにはやりたいけれども、本体には手をつけられないという、そういう状況だと思います。</p> <p>ほかに。どうぞ。</p>
委員	<p>質問させていただきます。実は、今日の午前中に担当のケアマネジャーさんが見えました。この改定についてもいろいろお話が出たときに、応募を出しても、全く来てくださる方がなくて困っているというお話が出たのです。</p> <p>そのときに、そのケアマネジャーさんがおっしゃるには、下町の墨田区とか江戸川区とかは、杉並区から見たら、人員確保はすごく容易にできていて杉並区は特にひどいというお話がありました。</p> <p>そのケアマネジャーさんはそうおっしゃっただけけれども、実際に、介護保険課長さんは、東京都のほかの区の課長さんとコミュニケーションがとれていると思えますが、実際にそういう状態なのですか。</p>
介護保険課長	<p>月に 1 回会合に出ますけれども、墨田、江戸川のほうは苦勞をしていないという話は、あまり聞いたことはなくて。多分、東京都内といいますか、どこも人材確保の問題はほぼ共通した問題ではないかと認識しております。</p>

委員	<p>下町の場合は、離職率も杉並区と全然違うというようなお話を今日聞いたのです。</p> <p>下町のほうもきっとそういうことで頭は悩ましていらっしゃるけれども、「杉並区から見たら、まだいい」という言い方でケアマネジャーさんはおっしゃったのだと思うのです。けれども、いいということは、何かそこに問題があるのかということを知りたいと思ったのです。</p>
介護保険課長	もし、離職率で各自治体別に何か統計があるようでしたら、調べてみて何かお答えができるようであれば、別な機会にご案内したいと思います。
副会長	多分、区ごとというよりは、法人ごととか、その事業所ごと、会社ごととか、その差は大きいと思います。
委員	それはわかっています。杉並区でもそうですね。
副会長	<p>私もいくつかの区に関わっていて、区の政策が違うからというのは余り感じないですね。</p> <p>ただし、先ほど保育のほうであったように、区内の施設に区の住民が来るかというところではなくて、家賃補助をして世田谷区に住んでもらいながら世田谷区の保育所というふうにしていくのか、目黒区に住んでいるのが世田谷区に働きに来てもらうようにするのかというのは、ちょっと違ってくると思います。</p> <p>あと、時給でいけば、私の学校の2部の学生の昼間のアルバイトでは、明らかに飲食店とかが多いのですけれども、飲食店のほうが安いのに介護を選んでくれないのです。これは、とても不思議です。</p> <p>今の学生は、飲食店のアルバイトのほうがいいのだそうです。社会福祉学科なのですけれども、どうしてなのか、それは私もわかりません。安いのです、明らかに。これぐらいの時給だったら、区内の特養に行けば200円も300円も違うのにと行っても行きたくないです。</p>
委員	飲食店のアルバイトと、施設のお仕事のアルバイトとだったら、中身が全然違います。
副会長	でも、社会福祉学科で勉強をしていて、飲食店を選ぶというのは……。
委員	<p>うちはお世話になっているほうなのですけれども。</p> <p>介護のお仕事は結構汚くて、あれだけ重労働で、ほとんどの方が皆さん腰をやられますよね。</p>
副会長	<p>でも、飲食店も腰をやられるのは多いです。</p> <p>あと、もう1つ気をつけなければいけないのは、厚労省の人もおっしゃっていますけれども、「汚い、きつい」というのは、みんなが言い過ぎるから、なおさら若者は行かなくなってしまうのです。</p> <p>特に、事業所が、要するに社長が「自分のところはきつい、汚い仕事なんだ」と言うところに誰が就職するのだと、それは確かにありますよね。「うちは、いい会社でやりがいがあるんだ」と言っていない限り、若い子は当然行きたくないし、一昔前の看護師さんみたいに、みんな行かなくなってしまう。</p> <p>だから、「きつい、汚い仕事だけじゃないんだ」ということをもっともっとアピールしないと、若者は、「きつい、汚い」しか言わなくなってしまう。やりがいとか、それから働きがいとか、そういうものを感じて福祉に行きたいという学生たちはたくさんいるわけですから、そういう人たちがもっと増えるような形で、私はマスコミに、「きつい」とか「汚い」とかという言い方は差し控えてほしいと強く感じています。</p>
委員	うちの場合は要介護5の母がおります。月曜日から土曜日まで、毎日ケア

	<p>サービスでお世話になっているので、皆さん若者が多いですけども、本当に感心して頭が下がります。</p> <p>うちの場合は、人工肛門があって右半身全部不随なのです。食事も普通の固形物は食べられなくて、全部スプーンで流し込むような食事なのです。認知症があって、おむつでなければとてもお手洗いは無理なのですが、本人は自分が認知症という自覚がないから、お手洗いにいくものだと思っている。「お手洗い」って言うと、二人がかりで、母が納得できるようにお手洗いに連れて行ってくださる。それが、全部若者なのです。</p> <p>そういうもろもろを見ていて、本当に大変なお仕事だなど。やっぱり飲食店には比べられません。</p>
副会長	<p>看護も同じように大変なのでわかります。</p> <p>でも、専門職として目指していて、彼らはそれをやるのが仕事だと選んでいるわけです。なるべくその専門職を選ぶように、私たちは学生を指導しているわけなので、ボランティアにしても何にしても、「福祉は大変だ、偉いわね」というイメージでなく、普通の企業で働くのと同じようにやりがいがあって、普通の企業と同じようにというのをやらない限りは、福祉には来てくれないというか、行かないと思います。</p>
委員	<p>福祉の条件って、すごく職場が過酷だと思います。ボランティア部分がたくさんあり過ぎませんか。企業の場合はお金に換算できますけれども、福祉の職員さんというのは、ボランティア部分が多分にあるように思います。</p>
会長	<p>ちょっと、看護の話も出ましたがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>今ご意見いただいているところは、ある意味、ある部分の本質的なところだとは思いますが、例えば、看護師になる人たちを養成している私の立場から申しますと、私のところでは、3年生になると高齢者看護の実習に行っております。学生さんたちは、誰かの役に立ちたいと思って看護学部を選んできているわけですけども、実習を通して、高齢者の方々の笑顔が見れたりとか、幸せを感じてくださるといふことに喜びを感じて、実習が終わってから、グループホームのアルバイトに行くというような人たちもいます。</p> <p>実際に、大変な部分も実はあるかもしれないけれども、これまで長く生きてこられた方々のお世話が必要な段階をお助けするということに関して非常にやりがいを感じている、そういう若者もいます。そういういい部分についても伝えられていけると良いのではないかと思いますので、受けておられる立場で、「大変だ、大変だ」というのは、確かにわかるのですけれども…。</p>
委員	<p>私ではなくて、やったださっている皆さんを見ていて、本当に頭が下がるなど、すごく感じるのです。</p> <p>実際に、現場でそれ続けてやっている方は、介護を受けている方の「ありがとう」とか、笑顔で助けられている。すごくそういうものでやりがいを感じていらっしゃる。だから、それをすごく汲んであげたいなど。</p>
委員	<p>だんだん論点がずれている感じがいたしますけれども、確かに大変な部分もあるかもしれないけれども必要なものでありますし、大変なのはどこに行っても、別の意味でいろいろな大変さがあると思います。医療、介護に携わる人に限らず、専門職としてそこに所属してサービスを提供するというだけでなく、小さなすき間の部分ですよ。例えば、日本でもあるかもしれないけれども、仕事帰りに食事を届けるというようなサービスがあったりとか、全てをどこかに任せるといふよりも、すき間すき間で支え合っていけるような仕掛けも必要なかもしれないと、今お話を伺っていて思いま</p>

	<p>した。</p> <p>さっき私が発言したかったこととしましては、要は大変な部分もあるかもしれないけれども、本質的にすばらしい部分を理解した人はその世界に入っていくのだということがお伝えしたくて、手を挙げて発言させていただきました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、計画のほうに戻しましょう。1カ所、高齢者施策課長に説明を追加していただきたいと思ったのは、45ページの部分。先ほどの、厚労省から問い合わせの返事がまだ来ないというところ、追加をしていただけますでしょうか。</p>
高齢者施策課長	<p>45ページをお開けください。訪問型、通所型サービスの移行スケジュールでございますが、区としましては、平成28年度4月1日からの実施を考えております。</p> <p>この際に、この点線の矢印がついております。実は、なぜ点線の矢印かと申し上げますと、平成28年度から総合事業、いわゆる訪問型サービス、通所型サービスに移行させた場合には、平成29年4月1日の段階で、矢印が実線になるかどうかを現在国に確認しております。</p> <p>国から示された資料によりますと、そうともとれるような解釈でございますが、今確認をしているところです。</p> <p>例えば、28年度に予防給付を選択する方。総合事業ではなくて予防給付の訪問介護、通所介護を選択する方も中にはいらっしゃるということが想定されていますけれども、その方たちも29年の4月1日から一斉に総合事業に切り替わるのかどうかについて、今、国に確認をしているところでございます。そのため、まだここは点線にしております。その回答次第によっては、29年度から実線の矢印に変わる可能性があります。</p> <p>もう1つ、住所地特例の問題がございまして、サービス付き高齢者向け住宅が、今年の4月から住所地特例の対象施設になります。そうすると、区外のサービス付き高齢者向け住宅に入った場合には、4月以降の話なのですが、住所地特例の扱いになります。その施設がある自治体が総合事業をいつ開始するかによっては、杉並区がお金を払うという作業が入ってきます。</p> <p>そういった細かい、レアな話がございまして、杉並区は基本的には28年度から総合事業を実施するという考えですが、点線の矢印が、29年度から実線になるかどうかについては、公表までに国の返事を待って確定していきたいと思っています。</p>
会長	<p>28年度中は移行期に当たるのですが、29年度から完全にそちらに移るといふふうになるのか、部分的に移らない人が残るのかというところが、まだ確定していないという、そういうことだそうです。</p> <p>1月下旬になってまだ固まっていないというのは困るのですけれどもね。でも、実際そういうことだそうです。</p> <p>ほか、いかがでございましょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>ということは、56ページの介護予防サービス量の見込みというところがかなり大きく動く可能性があるということなのですか。ちょっとよくわからないのですが。</p> <p>それと、58ページの、その新しい地域支援事業のサービス量の見込みの訪問型サービス、通所型サービスというところでの、例えば内訳についてはどうですかといった意見を上げたんですけれども、そのあたりは、どういうふうに考えているのかと思って、その点をお聞きしたいと思います。</p>

<p>高齢者施策課長</p>	<p>まず、56 ページ、それから 58 ページの今後の 3 年間の見込み量については変動がございます。まだ、いろいろな要因を考えますので、この数については、先ほど介護保険課長が申し上げたとおり、まだ数については見込み量が変わっていく可能性があります。</p> <p>それから、訪問型サービス、通所型サービスの内訳についてでございますが、今回の介護報酬改定の結果を踏まえまして、事業者の方々が、例えば介護予防給付から訪問型、通所型のサービスを提供するほうに、実際移行するかどうか。サービス提供するかどうかについては、意向確認をするためのアンケート調査を今月から来月にかけて実施しようと思っております。その際には、国のガイドラインの考え方に基づいて意向確認をするということを考えておりますし、恐らく介護報酬の動きを見て、また事業者の方々なりのご判断があるかと思えます。まずはそのあたりの意向確認をしたいと思っております。そのため、内訳ごとの見込みを現時点で出すことは少し難しい状況でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>では、ひょっとすると、多様なサービスは介護報酬が低過ぎてできないという話になったら、現行の訪問介護相当とか、そういう形になるという可能性もあるということですか。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>多様なサービスというのは、指定事業者以外の多様な提供主体によるサービスということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>44 ページに書いてあるように、訪問型サービスの中でも現行相当と、多様なサービスとなるわけじゃないですか。その内訳が今の時点ではわからないということですよ。今後、介護報酬によって差がつくということであれば、事業者が多様なサービスという方向に行けないという話になったら、現行の訪問介護相当になっていくということになるのでしょうか。</p>
<p>高齢者施策課長</p>	<p>まず、第 6 期に関しましては、この介護予防給付のサービス提供から、総合事業によるサービス提供というふうに切り替わる移行期と捉えていただければと思います。</p> <p>44 ページで考えている提供主体は、都道府県の指定を受けた指定事業者によるサービス提供ということを基本に考えておりまして、現行の訪問介護相当、現行の通所介護相当につきましては、現在の予防給付のサービスを提供していただいている事業者さんが、そのままみなし指定という形で考えております。</p> <p>さらに、地域支援事業に移行したということで、提供主体の内容、今までは都道府県の指定を受けたところでなければいけないというところがありましたけれども、総合事業になりますと、総合事業の事業者指定ということは区で行うことになります。例えば、指定事業者として今年の 4 月以降に都道府県の指定を受けたとしても、区として総合事業に事業者指定をしていかなければいけないという事務作業が発生します。</p> <p>そうした中で、人員基準だとか、そういったところで、少し緩和したものでサービス提供ができるかどうか。いわゆる多様なサービスの基準緩和サービスのところでございますが、訪問介護員でなくても、基準緩和サービスができるかどうかについては、今回アンケートでお聞きしようと思っております。</p> <p>また、短期集中予防サービスについては、短期間のもので委託ということで考えておりますので、こちらはある程度、区のコントロールが効くところなのですけれども、基準緩和サービスについては、まだ移行を確認してからということを考えております。</p>

会長	移行をしたのだけれども、事業者がいなかったと。サービス供給が追いつかなくなったという事態が一番恐ろしいわけです。その辺の見込みとか、あるいは対策というのはお持ちですか。
高齢者施策課長	全くいらっしゃらなくなるということはないとは思いますが、現行サービスを利用している方が円滑に移行できるのがまず第一の目標だと思っております。そのため事業者さんに、介護報酬の動きだとかいろいろありますけれども、ぜひやっていただきたいということを前提に、今回意向調査をしようと思っています。
会長	介護保険課長、どうぞ。
介護保険課長	移行のところで、もう1つの要素についてお話を申し上げます。 実は、総合事業へ移行するタイミングというのは、介護サービスを受けている方、お一人お一人で見ていきますと、要介護認定を受けて、大体一番長いところで要介護認定期間は1年です。杉並区は、28年度の4月からサービスを開始するのですが、例えば、今年の夏に要介護認定を受けて、28年の8月ぐらいまで要支援の有効期間がある方。4月から総合事業がスタートするのですが、この方は4月に総合事業に移行しなくてはいけないのかということに関して、従来の要支援のサービスを希望すれば、有効期間の間は従前のサービスを受けてもよいという解釈を国は示しています。 ただ、28年度の途中から初めて要支援になった方は、すぐ総合事業を使わなくてはいけないのか、それとも、28年度中は要支援の今までのサービスを使って、年度が変わったところで総合事業に移行するのか。この辺についても国の考え方がまだきちんと固まっていないという要因もございまして。移行のところについては、まだ確定的ではないという、その事業者の整備の問題と、要介護認定期間と、そのサービスを受けている方がいつ移っていくかと、そういった問題もあるということで、ご理解いただきたいと思っております。
会長	この辺が一番、利用していらっしゃる方からすると気になる部分のはずなのですが、まだ流動的だというお話でございました。 さて、時間が押してまいりましたので、そろそろ次の議題へ行きたいのですが、この議題1はこれで了承いただいたということでよろしゅうございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、2番目の議題に移ってまいります。「介護保険条例の改正について」、引き続き、介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	<資料3に沿って議題(2)「杉並区介護保険条例の改正について」について説明> 以上が介護保険条例の改正内容でございます。
会長	何かご質問、あるいはご意見おありの方はいらっしゃいますか。 先ほど保険料のことについては、66ページの表でご説明いただいたところですが、これを含めて介護保険条例の改正を議会に提案したいということだそうですね。よろしいでしょうか。 ありがとうございます。それでは、ご了承いただいたということにいたしまして、3番目の議題です。条例等の改正、「地域密着型サービスの条例等の改正」ですね。同じく介護保険課長、お願いします。
介護保険課長	<資料4に沿って議題(3)「指定居宅サービス等の事業の人員等の基準に係る省令の一部改正に伴う地域密着型サービス条例等の改正について」について説明> 以上でございます。
会長	こういう条例の改正をしたいというご提案だったと思います。いかがでし

	よう。何かありますか。
委員	<p>条例改正をするには、手続き上極めてタイトなスケジュールで行われるなという気がしております。パブリックコメントもやらないということですよ。</p> <p>ただ、この中身を見ると、現場の方に聞いてみなければわからないのですが、例えばオペレーター配置などについては、夜間の対応を人員不足を緩和するためにやっているようなものなのかなと思うのですが、こういういろいろな、例えば通所のサテライト型の地域密着型特養についても、かなり緩和されるのではないかなというようなものもありまして、こういうものが、タイトなスケジュールで決められるというのは、どうなのかなということは少し感じるところです。</p> <p>あと、同一敷地内の施設というのは、杉並区ではどういうケースがあるのですか。あまり想像できないのですけれども。</p>
介護保険課長	今現在では、あまりそういうタイプというのは認識はしておりません。特養と併設するような、同じ敷地内ということが考えられるかと思えます。
会長	<p>同一敷地内と言うと浴風会なんかであれば相当大きいですよ。</p> <p>あと、このいろいろな基準がかなり緩和されることになるかと思うのですが、その点について、事業者の方たちはいかがお考えですか。</p>
委員	自己評価なのですけれども、これは外部の審査を受けないで、自分たちの事業所の中で行った評価を会議の中で公表していけば良いという解釈でよろしいのでしょうか。
介護保険課長	特に地域密着型のサービスについては、毎年、例外はございまして、実績等によって違いますが、お金をかけて、第三者機関、評価機関に審査に来てもらって、評価してもらうという義務づけがあります。区のほうでそこは補助をしているところはあるのですが、そういったところがこの連携推進会議への公表ということで、その外部評価に代わるということです。ですから、それがなくなるという理解でよろしいと思えます。
委員	自己でやっていけばいいということですか。
介護保険課長	はい。
会長	ほかによろしいでしょうか。
委員	今の関連で。そうすると、事業計画の68ページ、6章の(2)「第三者評価、審査の支援」というところで「義務づけられています」というふうに書いてあるのですけれども、それが変わるということでしょうか。
介護保険課長	そうですね。省令をもう少し読み込んで、精査をしまして、少し表現を修正させていただく場合もあるかと思えます。少し検討させていただければと思います。
会長	何か、このままだと相互に矛盾しそうですね。
介護保険課長	すみません、グループホームはこの対象外になりますので、サービスによって若干違いが出てくるということで、その表現も少し考えたいと思います。
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかになりましたら、どうぞ。</p>
委員	これは直接条例改正ではないかもしれないのですけれども、国から通達がきていますよね。こちらの8ページに、短期入所系サービスはかなり緩やかになるのでしょうか。例えば、今まで10床しかなければ10人までというのを、今度は多少余分な部屋があればそこでも預ってくれるというふうになるの

	<p>でしょうか。大体、これに該当するようなところは、区内に何カ所あるのですか。</p>
介護保険課長	<p>こちらにありますように、緊急やむを得ない場合、一定の条件のもとに、静養室、居室以外を利用できるということです。ここは、ショートステイの規制緩和といいますか、ショートステイを少し拡充しようということでの省令改正だというふうに理解をしております。</p> <p>静養室を持っているところの箇所数。短期入所の施設数、そのものですか。すみません、ちょっと数字が出てきませんが。</p>
委員	<p>よくわからないので聞くのですけれども、この前NHKのテレビを見ていたら、無認可の有料老人ホームのようなものが結構あって、廊下が2メートルなければならないところが1メートルだとか、あれは、どういうことなんだろうかというのが一点と、区内にもそのような施設があるのでしょうか。ちょっと聞いておきたいなと思ったので。</p>
会長	<p>無認可だから、区にあるかどうかわからないという。</p>
高齢者担当部長	<p>NHKのクローズアップ現代ですね。無届けの有料老人ホームということで、去年、おととしあたり、1つありました。東京都からの指導があって、事業者へ、私どもや建築課も含めて指導をし、改めさせた経緯がございます。現在そういったことは、区内にはないと把握をしています。</p> <p>介護保険課長のほうから追加でご説明があります。</p>
介護保険課長	<p>先ほどのショートステイの施設の数ですが、一応26年度では17施設、定員が217と把握してございます。</p> <p>27年度は、若干施設の増設等もありましたので、19施設。それで、ベッド数が239です。これは短期入所の生活介護、介護の療養の方になります。</p> <p>ただ、静養室を使おうとしている事業者がどのぐらい出てくるのかというのは、まだそこまでは把握しておりません。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>今の条例改正についてですが、条例改正はとても重いものだと思っているんですが、国が余りしっかり定まっていないうちに、そんなに早急に条例改正できるものなのか。</p> <p>それから、改正した後に困らないのかという気がするのですが、いかがでしょうか。</p>
介護保険課長	<p>今回の条例改正につきましては、私どもは、12月に国のパブコメが始まったという連絡を受けました。区としても地方分権で条例をつくったという状況の中で、条例改正の日程が必要ですので、いつ公布されるのかを厚労省に事前に確認しました。実質的には教えていただけなかったのですが、大分苦勞をしてございます。</p> <p>2年前に新しく条例ができたときには、新しく条例をつくるということで1年間の猶予の期間があったのですが、今回はないということで、苦勞しています。</p> <p>実は、条例のつくり方につきましては、自治体によって2つのパターンがございます。杉並区は、2年前にこの条例をつくりましたときに、基準の条文を全て条例の条文に落として作成いたしました。ですから、国の基準が変わると、当然それと同じ内容を規定した条例は改正が必要になってくるわけです。</p> <p>他の区の状況ですが、23区の半数以下だと思いますが、地域密着ということ自分の区のオリジナルの規定以外は「省令の規定による」というような条例をつくっている自治体がございます。その区については、今回条例改</p>

	<p>正を生じていないという、そういった状況もございます。</p> <p>ですから、この話は、実はまた3年後にやってくる話でございます、その部分につきましては、また法務担当といろいろと相談をするか、事前に、区として参酌できる部分の検討を行うこととなります。</p>
委員	<p>3年後には、また改正するということですか。</p>
介護保険課長	<p>介護報酬改定は、大体3年のサイクルですので、多分大きな省令改正というのは3年のサイクルでやって来ると思いますが、当然、途中で制度改正によって変わる部分はあろうかと思えます。</p>
会長	<p>2年前にしっかりつくり過ぎてしまったので、自分で自分の首を絞めてしまったという、そういうことのようにです。よろしいでしょうか。もう時間といたしましょうか、4月1日にいくためには、これでいかないと、4月当初から途端につまずいてしまうということなので。この件につきましてもご了承いただいたということにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、予定された議題は全て終わりましたので、残った時間で報告事項をお願いします。</p>
地域保健課長	<p>地域保健課長でございます。議題4の報告事項のほうを説明させていただきます。</p> <p>お手元に、資料5「がん関係機関連携用サポートブックの配布について」ということで、このサポートブックそのものもお配りしているかと思えます。</p> <p>こちらにつきましては、杉並区の在宅医療推進連絡協議会が平成25年度から始まりまして、この中で「がん対策部会」という部会を持っております。そこで多職種の方に集まっておきまして、がんに関するいろいろな連携をしていくことに関して議論をしていただきましたが、その職種ごとになかなか相手の状況が見えにくいというような声がございます。それぞれのスムーズな引継ぎなどを行うというようなこともありますので、こういったサポートブックというものを作成して、今回配布させていただきました。</p> <p>配布につきましては、8月から11月ぐらいにかけてまして、3番の「配布先」というところがございますが、各職種ごとの会合のような場にお邪魔いたしまして、説明をして配布をしてきたり、あるいは郵送というところもありますけれども、全体で1,400部ほどお配りしているという状況です。</p> <p>今後、これもご活用いただきまして、活用状況なども調査していきたいというふうに考えております。がんのことについては以上でございます。</p> <p>もう1つ、参考資料ということで「オレンジバルーンフェスタ兼在宅医療推進フォーラム開催概要」という資料と、オレンジ色のチラシが配られていると思えますが、そちらをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>ちょうど明日になるのですが、このオレンジバルーンフェスタと、この推進フォーラムというものを明日の12時から、高円寺の「座・高円寺2」というところで開催することとなります。</p> <p>内容としましては、展示として行うものと、それからシンポジウムですとか講演、あるいはライブコンサート、こういったことを行います。</p> <p>シンポジウム自体は13時から始まりまして、展示は12時からということでございます。</p> <p>テーマとしましては、「ある日突然大切な人が“がん”になったらあなたはどうする？」というようなタイトルで行います。</p> <p>4番の運営スタッフのところですが、これは「オレンジバルーンフェスタ</p>

	<p>協議会」というところを主催にいたしまして、医師会の方々や、歯科医師会、薬剤師会、あるいは緩和ケア研究会の方々、訪問看護ステーション連絡会、また介護支援事業者協議会の方々などにご協力をいただきまして、運営していくということで、まさにがんに関する多職種が一同に介して、顔の見える関係をつくっていくということで、1つのイベントとして実施するものでございます。</p> <p>周知につきましては、1月11日号の広報すぎなみで周知しておりますが、そのほかに、ポスターやチラシを既に配布しておりまして、本日の朝日新聞と読売新聞の新聞折り込みにこのチラシを折り込んでいるという状況でございます。</p> <p>よろしければこちらのほうにお出かけいただければと思います。 以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。何かご質問、ご意見おありの方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>保健福祉部管理課長でございます。資料事前送付をした、第二弾でお送りした中に「保健福祉計画案への運営協議会委員意見集約」という資料があったと思います。資料2の前にあるものでございます。</p> <p>保健福祉計画ですが、介護保険事業計画、先ほどいろいろご議論ありましたけれども、法律上、老人福祉計画と一体となって作成しなければいけないということが決められておりまして、杉並区の場合は老人福祉計画を保健福祉計画の中に含むという形式をとっておりますので、保健福祉計画の部分についても皆様からの意見を頂戴したいということをお願いしたところでございます。</p> <p>その結果、資料にありますように、8項目のご意見をいただきました。本当にありがとうございました。</p> <p>時間の関係で、修正したところだけのご説明をさせていただきます。</p> <p>4番目になりますけれども、19ページというところです。これは、ちょっと本文がなくてわかりづらいのですけれども、地域包括ケアの推進の中で、「認知症の早期診断・早期対応の仕組みづくりをする」という項目が書かれているのですが、その仕組みづくりのやり方として、もとの案では「医療機関同士の連携による」という記載であったのですが、薬局もこの早期発見・早期対応の仕組みづくりには重要な役目を果たすということでありますので、医療機関だけではないということで、「医療機関等の相互の連携による」という形での修正をいたしました。</p> <p>それから、もう1カ所、6番目になります。55ページにある、同じく認知症関係でございます。「講演会の開催」というような記述があったのですが、これは誰が対象のものなのかよくわからないということで、それを明らかにしたほうが良いというご意見でございましたので、「広く一般区民を対象とした講演会の開催」ということで、説明を加えました。</p> <p>最後、8番目ですけれども、これは先ほどの介護保険事業計画の第6章の事故の未然防止に関することについて、こちらの保健福祉計画に対する意見の中にも同じものがありましたので、先ほどの説明のとおり、事業計画のほうでの文言修正とさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>よろしゅうございますね。特にご質問はないかと思えます。 それでは、次回のことについて、高齢者施策課長から。</p>
高齢者施策課長	<p>次回の日程でございますが、3月27日金曜日を予定しております。よろしくお願いたします。以上でございます。</p>

会長	<p>年度末になりますが、3月27日金曜日の、今日と同じ時間帯ということでございますので、ご予約いただければと存じます。</p> <p>ちょうど時間になりましたので、これで本日の介護保険運営協議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--